

## 竹原市主催イベント等の開催の対応基準の変更について

令和 2 年 5 月 1 5 日  
新型コロナウイルス感染症対策本部会議

### 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症については、国が1部の特定警戒都道府県を除き緊急事態宣言を解除したことにともない、広島県が緊急事態措置を解除し、これまでのレベル3からレベル2への移行による新たな対処方針を示しました。

こうした状況をふまえ、3月31日付け「竹原市主催イベント等の開催の対応基準」を次のとおり変更します。

市以外の主催者団体におかれましても参考にさせていただけるようお願いいたします。

### 2 市主催イベント等開催の対応基準（適用期間：令和2年5月15日～当面の間）

イベントの開催については、次のような基準で感染防止対策を講じた上で、屋内外を問わず実施できるものとします。

#### (1) 基準

- ① 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。
- ② 屋外であれば200人以下、かつ人との距離を十分に確保できること。（人と人との間隔はできるだけ2メートル）
- ①、②を目安としつつ、次のような感染防止対策を講じること。

#### (2) 感染防止対策

- ① 3つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと。
- ② 入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等、適切な感染拡大防止対策が講じられること。
- ③ イベントの前後や休憩時間等の交流を極力控えること。
- ④ 密閉された空間で、大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。

#### (3) 注意事項

- ① 全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクアセスメントの対応が整わない場合は中止又は延期する。
- ② イベント参加者の名簿作成による連絡先の把握や、導入が検討されているスマホの接触確認アプリの活用などに留意する。

### 3 今後について

この対応基準は、今後の感染状況や国、県の方針等の変更により適宜見直しを行います。